

自筆証書遺言 H22-10-1 <<#339>>

【問】正誤をつけよ。

自筆証書遺言は、その内容をワープロ等で印字していても、日付と氏名を自書し、押印すれば、有効な遺言となる。



【答え】誤り

<<ポイント>> 自筆証書遺言

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。（民法 968 条 1 項）

<<補足>>

上記の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録(財産目録)を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。

この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

(民法 968 条 2 項参照)